

日立市 Twitter（ツイッター）運用方針

平成 23 年 12 月 1 日

改正 平成 29 年 6 月 5 日

1 総則

Twitter（以下、「ツイッター」という。）を情報提供媒体として活用することで、市に関する情報発信手段を拡充し、市民を始め広く多くの方が市政情報に触れる機会を増やす。

2 目的

この運用方針は、市がツイッターを市民等への情報提供媒体として運用するために必要な事項を定めることを目的とする。

3 発信主体及び管理者

発信主体及び管理は日立市広聴広報課とし、管理者は広聴広報課長とする。

4 アカウント

アカウント名は「@HitachiCityKoho」とする。

5 情報発信時間

平日の 8 時 30 分から 17 時 15 分までとする。

ただし、管理者が必要と判断した場合はこの限りではない。

6 「成りすまし」防止

- (1) 市ホームページ上にアカウント名を表示する。
- (2) ツイッタープロフィールに市ホームページのリンクを貼り相互性を持たせる。

7 リプライ、リツイート、フォローについて

- (1) 日立市広聴広報課の発信に対する意見などに個別にリプライは原則行わない。
- (2) 日立市広聴広報課からのリツイート及びフォローは原則行わない。ただし、次のアカウントについて、特に管理者が必要と認めるものはこの限りでない。

ア 国または地方公共団体

イ 市の施設等を管理している公共性の高い団体

ウ 市とイベントなどを共催する団体

エ その他市の情報発信の充実・拡大が期待できる団体・個人等

※用語説明

- ・リプライ : 他のユーザーのツイートに返信すること。
- ・フォロー : 他のユーザーを指定し、登録（フォロー）することで、その相手が発信した内容を自分の画面に自動的に表示させること。
- ・リツイート : 他のユーザーの発信を自分が再度発信（リツイート）し、自分をフォローしているユーザーにも共用できるようにすること。

9 その他

- (1) ツイッターの運用について、何らかの理由で不都合が発生した場合は、予告なしに管理者が運用を中止し、プロフィールや名前、お知らせ内容の変更や削除、アカウントそのものを削除する。
- (2) その他、この運用方針の実施について必要な事項は管理者が別に定める。